

第34回議会運営委員会記録

令和5年2月8日

【開催日】 令和5年2月8日（水）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時53分～午前11時57分

【出席委員】

委員長	大井 淳一朗	副委員長	宮本 政志
委員	伊場 勇	委員	笹木 慶之
委員	森山 喜久		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	高松 秀樹	副議長	中村 博行
----	-------	-----	-------

【執行部出席者】

総務部長	川地 諭	福祉部次長兼子育て支援課長	長井 由美子
------	------	---------------	--------

【事務局出席者】

局長	河口 修司	局次長	島津 克則
主査兼議事係長	中村 潤之介	議事係書記	若野 みちる

【付議事項】

- 1 正常な議会運営に関する陳情について
- 2 申し入れ書（山陽小野田市議会6月定例会以降に開催されます本会議また委員会等、市議会が定める公開される会議の撮影を許可していただきますよう申請いたします。）について
- 3 議会活動の正常化を求める陳情
- 4 山陽小野田市議会の個人情報の保護に関する条例について・・・資料1
- 5 代表質問について
- 6 その他

午前10時53分 開会

大井淳一郎委員長 ただいまより第34回議会運営委員会を開会いたします。

お手元にあります付議事項に従って進めてまいりますので、委員会運営に御協力のほどよろしくお願いいたします。まず初めに付議事項1点目、正常な議会運営に関する陳情についてです。お手元にあります、正常な議会運営に関する陳情としまして、議会としてコロナ感染症対策について最低限のルール決めを行ってほしいということが主な理由、陳情内容ですが、こちらについて協議したいと思います。御意見をお願いしたいと思います。

伊場勇委員 本市のコロナ対策については、いろいろ方針が少し変わったと聞いておりますが、それについて事務局に確認します。

島津議会事務局次長 本市の方針については2月7日に出まして、市主催のイベント等の開催における対応については、大声ありのイベントについて、収容率上限を50%とする制限を廃止し、100%とすることとしております。それから、引き続き業種ごとの感染防止ガイドラインを遵守すること、引き続きチェックリストを作成し、ホームページで公表するとともに、結果報告書を作成し保管することとなっております。それと、公共施設の運営における対応については、引き続き感染拡大予防対策を徹底することとしております。

伊場勇委員 議場や委員会における議会運営についての最低限のルールというところだと思います。傍聴される方は、基本的にはしゃべることはないでしょうし、公共施設等で収容率50%がもう100%に戻るということでした。そういったところは間隔を空けて座っていただいていたので、対応については、元の位置に戻した、あるいは間隔開けなくてもいいようになるんじゃないかと思っております。会派として話したのは、引き続き換気しながら、マスクを着用して、議場や委員会での会議を進めていくことが最低限のルールの一つになるのかなと思っております。それ

とすみません、換気のための休憩も、今、サーキュレーター等を使って行っていますし、委員会運営でも行っていると思います。そちらは続けてはどうかと思っております。

笹木慶之委員 我々の会派は、一番は、やはり市の市政の在り方が基本になったわけですね。実は、今初めて聞いたわけですが、市は今までの密を防ぐという方法を解除したと受け止めました。ところが、公共施設の利用に対しては、予防対策を徹底するということですから、当然、換気には配慮し、マスクは着用するということですね。したがって、議会とすれば、そのルールにのっとって対応すればいいんじゃないかなと思います。

大井淳一郎委員長 うちの会派では、5類への移行を踏まえてということだったんですけど、先ほど事務局から緩和、つまり公共施設に関する基準とかがちょっと変わってきたということ踏まえまして、伊場委員、笹木委員が言われるように、うちの会派もそれに従って、議会ではマスクと換気等の感染対策になると思いますが、そちらを徹底した上で、人数については従来どおりに戻していくということに従いたいと思います。

伊場勇委員 あと、確認なんですけど、アクリル板があります。初めはすごく圧迫感があったんですけども、環境にもそれなりに慣れて、あってそれに支障がないですし、あることにこしたことはないと思いますので、特に議場ですけど、アクリル板についてはそのまま運用されたらどうかなと思っております。

笹木慶之委員 もう1点付け加えておきます。議場の整理の関係ですが、今までどおり休憩は取っていただきたい。換気の意味も含めて、それがよかろうと思っております。

大井淳一郎委員長 あわせて、一般質問をするときに、マスクは引き続き着けていくのか。そこはどうでしょうか。従来どおり続けていくというこ

とにしましょうかね。（「はい」と呼ぶ者あり）それと、傍聴の受付名簿です。本市議会は、傍聴の際に氏名を書くのを廃止していました。今、コロナの追跡ではないですけど、事が起こった場合の確認のために、これは続けていきたいと思います。（「はい」と呼ぶ者あり）ですから、緩和しながら、できることは続けていく、換気等はしっかりやっていくという方向性を議会として決定したいと思います。そのほかに事務局、何かこれを決定しておいたほうがいいんじゃないかというのがありますか。特にないですか。（発言する者あり）そうか、傍聴席の数については、今、多分間隔を置いてとっていますが、これは、どのようになるかな。

中村議会事務局主査兼議事係長 今、椅子にペケが付いていますので、それを外すのはすぐです。今の規則上、傍聴席に入れる人数が、身体障害者を含む30名になっていましたが、傍聴席を見ると、後ろ座席に4人掛けられる状態ですから、規則を改正すればもう4人座れるようになるかと思います。今のままですと、後ろには3人しか座れない。前が4人ずつの四つで16人、後ろが3人の四つで12人、合計28人プラス身体障害者2人を含めて、定員30名になっていると思いますので、もう4人増やそうということであれば、規則改正が必要になろうかと思います。傍聴規則の改正に議決は必要ありませんので、議長決裁において可能です。議運で決めていただければ、後は、こちらで処理できます。

大井淳一郎委員長 主査が言われるのは、便覧の102ページの傍聴規則第4条にあり30名、これを34名に変えるんですか。そこを確認します。

島津議会事務局次長 議場を改修した際に、当初、傍聴席の後ろ座席は、それまで椅子になっていました。4脚あったところをベンチに替えました。そのときに、4人座れるんですけども、余裕を持って、定員は3名にしたという経緯がございます。4人座れますので、ここを4人とすれば、定員を4名増やすことができるということです。

宮本政志副委員長 コロナのことがじゃなくてスペースに余裕を持つという前提で、本来は4人座れそうなところを3人にしたということですよ。コロナは関係ないよね。

島津議会事務局次長 はい、そのとおりです。

大井淳一郎委員長 規則改正はどうでしょうか。まあ、できる規定というか運用なので、改正はせずにそのまま対応しますか。すみません、改正したほうがいいのか。

島津議会事務局次長 もしも31人以上入れるということになれば、改正しないと入れることはできません。

大井淳一郎委員長 じゃあ、上限を定める意味では改正したほうがいいのか。34人か。31人以上入ってきたときに、規則に触れてしまうので、スペースが34人分取れるのであれば、改正したほうがいいのかということですね。せっかくスペースを考えたけど、しょうがないかという話ですね。今回の議運では議会としての方針を出しました。それに伴って会議規則等の改正が必要ではないかと出ていますので、精査して、また来週に委員会がありますので、改正する必要があるならそこで改正案を出してもらおうということにしましょう。今日、早急に改正するかしないかは議論せず、次回に置きたいと思います。いずれにしても、方向性とすれば先ほど事務局が示されたことに従いまして、うちも従っていくということで決めたいと思います。それでは1点目は以上とします。失礼しました。はい、議長お願いします。

高松秀樹議長 確認なんですけど、一般質問の際のマスクはそのままにしようかと委員長が言われましたが、これは再質問席の話ですよ。要は壇上でのマスクや議長のマスクは従来どおりマスクをして行うということによろしいですか。従来どおりというのは、マスクを外すんですか。

大井淳一郎委員長 はい、おっしゃるとおり、よろしいですね。今のままマスクをするということで。壇上もそうです。委員長報告、議案提案読上げ、議長は議長席で、そのまま継続ということです。そちらも併せて決定したいと思います。それでは付議事項2点目、撮影許可に関する申入書です。前回は、一般傍聴者については、写真撮影のみ、場所は傍聴席ということでした。そこまで決まりました。それで関連として、撮影場所について、例えば後部から撮影できるのかということもあるんですが、これについては、執行部が委員会室の後部までずっといる場合もない場合もありますので、その辺は、許可権者であります委員長あるいは議長の裁量の中で、傍聴席以外の撮影場所についての許可を協議してもらおうということでよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）その辺を併せて確認したいと思います。

伊場勇委員 なので、傍聴規程についても、「撮影又は録音しないこと。ただし、特に議長の許可を得たときはこの限りでない」とあり、委員会のときの記載がされていない部分を変えないといけなくなりますよね。

島津議会事務局次長 本会議は本会議傍聴規則、それから委員会は委員会傍聴規程（「そうかそうか」と呼ぶ者あり）があります。（「すみません、勘違いしました」と呼ぶ者あり）分かりました。

中村議会事務局主査兼議事係長 一度お話しした全員協議会も該当するということがあったと思います。全員協議会に関する規程の中に、傍聴に関しては傍聴規則に従うか沿うか、何かそんな文言があったような記憶があります。なので、必要であれば、そこも見直すことになるかなと思います。従うのであれば規則と規程を変えれば、全員協議会もそれに従うことになろうかと思います。

伊場勇委員 無音状態とすることとあるんですけど、写真を撮るときって、無

音もあればシャッター音がすることもあるかと思うので、そのことについても一「通信機器の電源を切り」と書いてあるんですけど、写真って、今は携帯電話のカメラで撮る人が多いかなと思うんですよ。わざわざカメラを持って来なきゃいけないとなると、何かその辺が何かこう少し曖昧な感じもしていますので、それについても、何か少し必要じゃないのかなと思ったんですけど。

大井淳一郎委員長 無音状態にすること。この第6号の無音状態は、携帯電話の一般的な持込みだと思うんですね。伊場委員が言われたのは、撮影を許可したら、スマホで撮影する場合は、特別なアプリ等を入れない限り、音はしますんで、無音状態とするとちょっと違ってくるんじゃないかってことなんですけど、この辺はどうですか。事務局として何か見解はありますか。ちょっと難しいですかね。

中村議会事務局主査兼議事係長 音の程度とかを以前一度お話ししたような記憶があって、議場で確認したことがあったように思います。議員、執行部、皆さんがその音がそれほど気にならないのであれば、シャッター音については仕方ない面があるのかなという感じもします。大井委員長がおっしゃったように、スマートフォンのカメラの機能で撮影する場合には、わざと音が出るようになっている。アプリを特別に入れないと無音カメラがないものですから、そこはどちらともなかなか言い難い面はあります。議運以外の方、無党派の方にも気になるという方がいらっしゃる可能性はあるかもしれません。

宮本政志副委員長 主査の説明をお聞きして、その都度、余りにも妨害に近いような音が出てくれば、例えばそれが委員会であれば委員長から注意なりをしていただいとというように、臨機応変にされたらいいんじゃないかな。

大井淳一郎委員長 よろしいですか。過度なシャッター音は、カシャカシャっ

とよく記者会見であります。あれだけ鳴ると別ですけど、単に1回ピ
ッて撮るのは、程度の問題だと思います。そこら辺は柔軟にということ
で。今後は一般傍聴については写真撮影を認めていくということでき
ます。問題は、報道機関の撮影があります。めったにないんですけど
も、テレビが入ることがありまして、その際に動画撮影をしております。
従来の写真撮影と動画撮影を一報道機関も写真撮影だけですよというこ
とにはならないので、やはりこの報道機関と一般傍聴でちょっと形態が
違って来るかと思えます。報道機関の定義を明確にしなきゃいけないの
ではないかということが以前あったと思いますが、報道というのは一般
的な定義とすれば、ニュース、出来事、事件、事故などを取材し、記事、
番組、本を作成して、広く公表・伝達する行為だと言われております。
報道機関は新聞社、放送局、出版社などを指すと言われておりますけれ
ども、これだけじゃ、どれがどうなのか。判断だね。何をもって報道機
関とするのかっていうのを、議会で判断するのは難しいかと思えますの
で、何らかの客観的な基準が必要であろうと思っております。これにつ
いて、何か皆さんから意見がありますか。(発言する者あり)それか、そ
うですね、報道機関の定義を明確にしとかないといけないと思ってお
ります。

森山喜久委員 市が記者発表しているじゃないですか。議会側が独自でという
話にはならないんで、市が記者発表している報道機関を報道と定義せざ
るを得ないのかなと思います。

大井淳一郎委員長 そうですね。森山委員から、市が記者発表している報道機
関が、客観的なものとして挙げられるのではないかということですが、
これについて。実際に、市として記者発表をしている報道機関というの
があるのはあるんですよ。あるのかなのか、分かる範囲で事務局お
答えください。

中村議会事務局主査兼議事係長 あります。

大井淳一郎委員長 あるのはあるんですよ。それに従ってプレスリリースしているということですよ。ですから、そういった報道機関が当たるのではないかということです。私たちが個別具体的に、これが報道じゃないかと決めるのはなかなか難しいでしょうから、市が記者発表している報道機関をもって報道機関とするのが一つ目安になるのではないかと思います。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）報道機関はそれをもって報道機関とするということであります。今後、申請書については、前回、先進事例を基に皆さんにお配りして、ひな形みたいなものはあります。今までの議論を踏まえて作成したものを、次回の議会運営委員会の中で最終的に決めて、ちょっと遅れてしまいましたが、3月定例会から運用していきたいと考えております。あと、報道と一般なんですから、報道にも書いていただくようにしたほうがいいのではないかと思います。その辺も併せて次回の議会運営委員会の中で決めたいと思います。

高松秀樹議長 今は報道についての一定の取決めがされたんですが、現在の政倫審において、なかなか自由な取扱いをされている状況なので、政倫審での報道の取扱いについて、若干協議をお願いしたいと思います。

大井淳一郎委員長 今、政倫審がありますが、それに対してですが。

伊場勇委員 一つの政倫審は私が会長をしていたので発言します。機関としての決定事項で報道の定義は特にはなくて、申請があったので、そのときの政倫審の会長としていろいろと運営をさせていただきました。ただ、この度このように定義として決まるのであれば、議運決定事項として、それに沿った運営が一番望ましいんだろうと思っております。そうすべきかなと考えます。以上です。

宮本政志副委員長 今の伊場委員の意見が創政会の意見です。以上です。

大井淳一郎委員長 至誠一心会もよろしいですか。今言われたとおりで。

笹木慶之委員 それでいいと思います。

大井淳一郎委員長 分かりました。今、伊場委員の言われたとおり、準ずる形でいきたいと思います。それでは、ここで換気を兼ねて休憩を取りたいと思います。休憩します。

午前 11 時 16 分 休憩

午前 11 時 26 分 再開

大井淳一郎委員長 では、委員会を再開します。まず、先ほどの付議事項でありました撮影許可に対する申入書です。冒頭に、「本会議または委員会と市議会が定める公開される会議」と書いてありますが、この市議会が定める公開される会議というのは全員協議会のことと決定したいと思えます。よろしくお願ひします。それでは続きまして、「議会活動の正常化を求める陳情」です。こちらは共産党議員団に対して出されている件ですが、前回参考人をお呼びして陳情を受けたところです。これに対する対応が求められているところですが、今後どうしていくかを決めたいと思えます。この取扱いです。

森山喜久委員 先日、会派でこの件も協議しました。その中で、やはり事実確認を行うということで、山田議員、中島議員への事実確認はもとより、総務課と教育委員会についても事実確認するべきだという話になっております。

大井淳一郎委員長 まず、事実確認が必要ではないかという森山委員の御意見ですが、これに対して、皆さん、よろしいですか。（うなづく者あり）

じゃあ、事実確認をする上で、まず二つ。先ほど森山委員の発言によると、まず共産党議員団に対する事実確認をする。そして執行部、総務課と教育委員会に対する事実確認が必要であるということで、今後、事実確認をするという意味で、まずは共産党議員団に対する事実確認として、委員外議員あるいは参考人という手法が考えられます。これについて、手法どうでしょうか。

伊場勇委員 委員外議員でお呼びしたらどうかと思います。

大井淳一郎委員長 委員外議員ということですが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）事実確認の手法として、これは2人呼ぶのかな、1人かな。（発言する者あり）そうですね。委員外議員としてお2人に出席を求めましょう。議会運営委員会としては、出席を要請したいと思います。あわせて、執行部については、時期は相手のあることですので、ちょっとまたこれについても事実確認していきたいと思います。それも併せて決定したいと思います。よろしいですか。（発言する者あり）そうか、日時ですね。日時ですが、次回の議会運営委員会が来週15日にありますね。告示の翌日ということで、いつものやつですね。そこに当て込みましょう。時間は、定例が午前10時なので、午前10時にしておきましょう。午前10時に傍聴席におってもらって、そのときに呼ぶことと決定します。それでは、続きまして、付議事項4点目、山陽小野田市議会の個人情報の保護に関する条例についてです。お手元にあります資料ですが、山陽小野田市議会の個人情報の保護に関する条例案が出されております。それと併せて新旧対照表が併せて出ております。新旧じゃなくて、失礼しました。改正の個人情報保護法と本市議会の案となります。まず、これについて、事務局から説明を受けたいと思います。

島津議会事務局次長 それでは山陽小野田市議会の個人情報の保護に関する条例案について説明させていただきます。前回の議会運営委員会で御説明したとおり、執行機関と議会における個人情報の保護が、基本的に同一

の制度となるように、全国市議会議長会が示した条例の例と12月に議決しました山陽小野田市個人情報保護法施行条例の内容を参考に、改正後の個人情報保護法、山陽小野田市個人情報保護法施行条例と同一の規定内容としております。資料の1の1は条例案です。25ページから資料の1の2、A4横の資料で、条例の案と改正後の個人情報保護法との対照表を御覧ください。左の欄が条例案、中央の欄が改正後の個人情報保護法、右の欄が備考となっております。それでは、条例案を作成する上で気になった点、それから、全国市議会議長会が示す条例の例と異なる点等について、簡単に説明させていただきます。第1条から第3条までの第1章の総則では、目的、定義、議会の責務を定めております。4ページにあります第2条第4項に定めているとおり、保有個人情報とは、議会の事務局の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用する者として議会が保有するものを言いますので、議員が職務上作成し、又は取得した個人情報は、保有個人情報からは外しております。飽くまでも職員が取得したものとなります。第4条から第17条までの第2章では、個人情報等の取扱いについて定めております。15ページにあります第12条では、保有個人情報の利用及び提供の制限を定め、23ページにあります第15条では、仮名加工情報の取扱いに係る義務として、第三者には提供してはならないと定めております。一方、24ページにあります匿名加工情報の取扱いに係る義務を定める第16条では、備考の下段にありますとおり、地方公共団体の意思決定機関である議会が匿名加工情報を第三者に提供することは想定されないことから、改正後、個人情報保護法第123条第1項に相当する規定は設けておりません。25ページにあります第17条では、山陽小野田市個人情報保護法施行条例、これは執行部の条例ですが、これに定める登録簿に関する規定を追加しております。これは、法にはない本市独自の規定となります。第18条にあります第3章では、個人情報ファイルについて定めております。29ページ上段にあります第18条第2項第1号のカ、「本人の数が議長が定める数」については、政令どおり1,000人を想定しております。現状、本市議会では1,000人

を超える個人情報には保有してはおりません。第19条から第47条までの第4章では、開示、訂正及び利用停止について定めております。36ページ、37ページにあります第26条、開示決定等の期限では、改正後の個人情報保護法の期限は30日ですが、山陽小野田市個人情報保護法施行条例に合わせ、開示請求があった日から15日以内、延長についても15日以内と定めております。続く第27条の開示決定等の期限の特例についても、法の期限は60日ですが、市の施行条例に合わせ30日以内と定めております。また、第2項では、議会独自の理由である議長及び副議長が共に欠けている期間があるときは、当該期間の日数は同条の期間に算入しないものと定めております。備考にありますとおり、議会においては、改選がありましたら、正副議長の選挙があるまで、正副議長が不在となる期間がありますので、こういったときに請求が出された場合、その期間に算入しないということになります。41ページにあります第31条の開示請求の手数料等では、市の施行条例に合わせ、開示請求に係る手数料を無料としています。第48条から第53条までの第5章では雑則を、第54条から第58条までは罰則について定めております。以上で、簡単ではありますが、説明を終わります。

大井淳一郎委員長 説明がありましたが、皆さんから確認したいことはありますか。分からないこととかがありますか。よろしいですか。（うなづく者あり）ただいまの説明を受けて、各会派に持ち帰っていただいて、この条例案について検討していただきたいと思っております。これは、次の定例会に提出見込みということですか。最終日か初日か分かんないですけど。

島津議会事務局次長 3月定例会中に提案していただけたらと思っております。

大井淳一郎委員長 はい、分かりました。この件は以上とします。ここで少し暫時休憩しましょう。50分頃からです。お願いします。

午前11時39分 休憩

大井淳一郎委員長 それでは委員会を再開します。付議事項の 5 点目、代表質問についてです。3 月定例会も近づいてきましたので、結論を出さなきゃいけないということになります。会派創政会から出されている「代表質問の廃止について」を受けて、至誠一心会、みらい 21 で協議していますが、これについての結論を聞きたいと思います。至誠一心会からお願いしたいと思います。

笹木慶之委員 私どもの会派では、この問題について、かなり時間を掛けて、慎重に審議しました。会派のそもそもの考え方は、代表質問制度というのは、二元代表制の中で議員に与えられた重要な案件であると受け止めて進めてきましたが、いろんな議論をする中で、また違った意見を持っておられる会派の皆さんもおられるわけで、それらを含めて考えれば、取りあえず 3 月議会は代表質問という方法を避けてやってみるのも手じゃないかとなったわけです。ただ、さきの研修会の中で、例えば、委員会の中から代表質問をする方法もあるよということも提示された中で、それらを踏まえた中で、将来的にはもう少しやっぱり慎重に議論しなくてはいけない場合もあろうかと思いますが、取りあえずは休止して、あるべき姿を求めていくのも大事なことじゃないかということで、取りあえず当面 3 月議会については、休止という方向でいいと思います。そういう結論です。

大井淳一郎委員長 会派みらい 21 もこの点について話し合いました。代表質問について、改善の方向ということができないかということも模索してきたんですけども、昨年 3 月定例会で代表質問をしたことも踏まえて考えたときに、一般質問の域をなかなか出ないということもありますし、今、20 人の中で代表質問する必要があるのかということをお問われたことを考えると、今そういう意向を受けている以上、私たちの会派

も代表質問については実施しないという方向に従いたいということで最終的な結論に至りました。ですので、代表質問につきましては、この度の3月定例会については実施しないという方向で意見は一致していると思いますので、それでよろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）では、代表質問については、3月定例会については実施しないと決定したいと思います。それでは続きまして、その他ですが、皆さんからありましたら。（発言する者あり）そうでしたね、失礼しました。今ちょっと、代表質問は実施しないということあったんですけれども、日程変更等がありますので、暫時休憩したいと思います。

午前11時51分 休憩

午前11時54分 再開

大井淳一郎委員長 それでは、委員会を再開します。代表質問を実施しないという決定を受けて、日程案を変更しております。説明してください。

中村議会事務局主査兼議事係長 前回の議会運営委員会に提示したのから変更したところは、代表質問の結論が出ましたので、2月22日のところから代表質問に関するものを全て取っております。通常でしたら、定例会は、告示の後の議運のところで、翌日が一般質問通告締切りになろうかと思うんですけど、この度は3月で施政方針があるというところから、一般質問の通告締切りが本会議初日の次の日になっておりますので、ここはそのまま残しております。つまり、施政方針演説を見られて一般質問をされる方がいらっしゃる可能性も含めての締切りの日にちになっていきます。それ以外に変更はありません。以上です。

大井淳一郎委員長 日程案について、よろしいですか。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）それでは、その他の会期日程案以外について。今後なんですけれども、懸案事項があるのもあるんですが、うちの会派の代表か

ら言ってほしいと言われたんですが、それぞれの会派も問題意識はあると思うんですが、先日の高沖先生の研修にほとんどの議員が参加して、そこで、うちの議会の課題について幾つか提案されました。それを踏まえて、うちの議会でもいろいろ対応すべきではないかということをして是非言ってほしいということでありましたので、ほかの会派の方も同じような共通の意識を持たれていると思いますので、そこでの研修結果を踏まえて、うちが取り組むべき課題を整理していただいて、また議運の中でも取り上げていきたいと思いますが、よろしいですかね、その方向で。（「はい」と呼ぶ者あり）、今後、そのように進めていきたいと思いません。以上となりますが、議長から、何かありますか。

高松秀樹議長　ありません。

大井淳一郎委員長　副議長もよろしいですね。（中村博行副議長、うなずく）事務局はよろしいですか。（うなずく者あり）それでは、以上をもちまして本日の議会運営委員会を閉じます。お疲れ様でした。

令和5年（2023年）2月8日

議会運営委員長　大　井　淳一郎